

# 米の放射性物質調査の実施について

平成 23 年 8 月 5 日

福島県農林水産部

## 1 趣旨

東京電力福島第一原子力発電所事故の発生に伴い、県産米の安全性の確認と消費者への的確な情報提供を行うため、放射性物質調査を以下のとおり実施する。

## 2 基本的な考え方

米は、本県で広く生産され、農業産出額が最も多い品目であり、農業経営の中心であるとともに、主食として重要な食料であることから、全県で調査を実施し、安全性を確認する。

予め、調査結果が全て出るまでの間は、市町村全域における米を出荷しないよう依頼する。

調査については、収穫前の段階で、予め放射性物質濃度の傾向を把握して調査の精度を高めるための「予備調査」と、収穫後の段階で、放射性物質濃度を測定し出荷制限の可否を判断するための「本調査」の二段階で実施する。

なお、早期出荷米については、本県の米の流通販売上重要であるとともに、本年産の放射性物資の状況を早期に把握するため、ほ場を指定し放射性物質調査を実施する。

## 3 実施地域

食用として出荷することを目的に稲を作付けしている全市町村を対象に実施する。

なお、本調査の結果が全て判明した後で、当該市町村全域の米の出荷を開始する。

## 4 調査方法

### (1) 予備調査（収穫前）

#### ア 目的

収穫前の段階で、予め放射性物質濃度の傾向を把握し、本調査において重点的に調査すべき区域の設定を行う。

#### イ 調査点数

(ア) 農地土壌中の放射性セシウム濃度が 1,000Bq/kg 以上であった市町村は、旧市町村毎に 1 点とする。

なお、旧市町村数が少なく、市町村の調査点数が 5 点未満の場合は 5 点とする。

(イ) (ア)以外の市町村は、市町村毎に 5 点とする。

#### ウ 試料の採取

採取場所は、文部科学省の放射線量等分布マップ等から放射性セシウム濃度が高いことが見込まれる地域において、早期に収穫予定のほ場から採取する。

また、採取時期は、収穫（成熟期）の 1 週間前の日の前後 3 日間とし、立毛中の稲を坪刈りし、脱穀・乾燥・調製した玄米を用いて調査する。

#### エ 調査結果の扱い

調査の結果、放射性セシウム濃度が一定水準を超えた場合には、当該市町村を本

調査における「重点調査区域」に、一定水準以下の場合には、当該市町村を本調査における「その他調査区域」にそれぞれ設定する。

## (2) 本調査（収穫後）

### ア 目的

収穫後の段階で放射性物質濃度を測定し、原子力災害対策本部による食品中の放射性物質に関する「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」に基づき、出荷制限の要否を判断する。

### イ 調査対象区域

#### (ア) 重点調査区域

予備調査又は(イ)の「その他区域調査」における本調査の結果、放射性セシウム濃度が一定水準を超えた市町村の区域とする。

#### (イ) その他調査区域

予備調査の結果、放射性セシウム濃度が一定水準以下であった市町村の区域とする。

なお、調査の結果、放射性セシウム濃度が一定水準を超えた場合には、当該市町村を「重点調査区域」に移行する。

### ウ 調査数

#### (ア) 重点調査区域

概ね15ha 毎（概ね集落毎）に2点とする。

#### (イ) その他調査区域

旧市町村毎2点とする。（市町村の調査点数が5点未満の場合は5点）

### エ 試料の採取

試料は、調査対象区域内で文部科学省の放射線量等分布マップ等から放射性セシウムの濃度が高いことが見込まれる地点で生産されたもので、収穫・乾燥・調製した後の玄米を採取する。

### オ 調査結果の扱い

調査の結果、放射性セシウム濃度が暫定規制値を超えた場合は、原子力災害対策本部長の指示に基づき、県は市町村に対し、旧市町村（又は市町村）単位で出荷制限を要請する。

なお、23年産米については、出荷制限の途中解除は行わない。

## (3) 早期出荷米調査

### ア 目的

本県で早期に収穫される米（以下「早期出荷米」という。）について、出荷・販売の可否を判断し安全性を確保するため調査を実施する。

### イ 調査対象

早期出荷米が作付されているほ場で、農業者又は集荷・販売事業者から申請があり農林事務所長が指定したほ場とする。

### ウ ほ場の指定

(ア) 農業者又は集荷・販売事業者は、市町村を經由して農林事務所長に早期出荷米栽培ほ場の指定を申請する。（ほ場一覧、位置図）

(イ) ほ場の確認と指定

農林事務所長は、申請があったほ場の確認を行い、申請内容が適当と認められる場合には、ほ場に標識を設置し、指定ほ場として決定する。

エ 本調査

(ア) 試料採取点数

調査試料は、指定ほ場毎に1点とする。

なお、指定ほ場が連担している場合は、1つのほ場として取り扱う。

(イ) 採取方法

指定ほ場毎に収穫・乾燥・調製された玄米から試料を採取する。

オ 調査結果の取扱い

暫定規制値を超えた場合は、4-(2)-オと同様に取り扱う。

また、旧市町村の区域内の全ての指定ほ場の調査結果が暫定規制値以下の場合は、指定ほ場の米の出荷を可能とする。

## 5 出荷制限した米の取扱い

出荷制限の対象となった旧市町村（又は市町村）で生産された米については、県・市町村の管理の下で集約し、隔離、保管、処分が確実に行われるよう関係機関・団体が一体となった取組みを行う。